

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シティユーワ法律事務所 弁護士 坂本 正充
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目2番2号 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	令和3年1月1日
【提出日】	令和3年1月6日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ワコム
証券コード	6727
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	サムスン・エレクトロニクス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド (SAMSUNG ELECTRONICS SINGAPORE PTE. LTD.)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国117440、パシルパンジャン・ロード30、メープルツ リー・ビジネスシティ#17-31/32
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和2年10月23日
代表者氏名	キム・ジョン・チュン (Kim Jong Chun)
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	一般的な輸出入業を含む卸売業並びに通信機器、備品、付属品、周辺機器及びケースの小売業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番2号 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 江黒 早耶香
電話番号	03-6212-5500

(2)【保有目的】

政策投資。

(3)【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	8,398,400		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 8,398,400	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		8,398,400
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年1月1日現在)	V	166,546,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.04
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年1月1日	普通株式	8,398,400	5.04	市場外	取得	8.38185米ドル

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行者と提出者との間で締結された資本業務提携契約において、提出者と発行者の間で以下の内容の合意がなされております。

- (1) 提出者は、当該資本業務提携契約の契約期間中、発行者の事前の書面による同意なしには、提出者が保有する発行者の発行する株券を、売却又は譲渡しない。
- (2) 提出者は、当該資本業務提携契約の終了後2年間は、提出者が保有する発行者の発行する株券を、提出者と発行者の間で合意する禁止譲渡先に対して、売却又は譲渡してはならない。但し、東京証券取引所（ToSTNet取引を除く。）を通じた売却を除く。
- (3) 提出者に当該資本業務提携契約の違反があった場合、発行者は、会社法上許容される範囲内で、提出者が保有する発行者の発行する株券を買い取る権利を有する。
- (4) 当該資本業務提携契約の終了後2年間の間に、提出者が、その保有する発行者の発行する株券の全部又は一部を売却しようとする場合には、発行者は、会社法上許容される範囲内で、当該売却予定の株券を、優先的に買い取る権利を有する。
- (5) 提出者が発行者の株券を保有している間に、提出者の発行済み株式がSamsung Electronics Co., Ltd.及び/又はその関係会社の完全所有でなくなった場合、提出者は、その保有する発行者の株券を、Samsung Electronics Co., Ltd.又はその完全子会社に売却又は譲渡する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	7,285,792
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	7,285,792

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地